

公立大学法人宮崎公立大学体育施設使用に関する規程

平成21年5月1日

規程第102号

(趣旨)

第1条 宮崎公立大学（以下「本学」という。）におけるグラウンド（野球場、サッカー場）、体育館側テニスコート、福利厚生棟東側テニスコート及び体育館（以下「体育施設等」という。）の使用に関しては、別段の定めのあるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(使用許可の範囲)

第2条 施設管理者は、他に適当な代替施設等が存在しない場合で、かつ、本学における本来の用途または目的を妨げない場合において、別表1に定める本学の体育施設等を、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）以外の者に使用を許可することができる。

2 前項に規定する「本来の用途または目的を妨げない場合」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、使用目的が営利を目的としない場合とする。

- (1) 本学の業務の遂行上その必要性が認められる場合
- (2) 本学の施設等の利用が公共性、公益性に反せず、一時的または限定的なため、業務運営上支障が生じない場合
- (3) 公共的または公益的な見地から法人の施設等の利用が必要不可欠な場合
- (4) 本学の施設等の利用が公共性、公益性に反せず、社会的または経済的な見地から妥当と判断される場合
- (5) 本学の職員、学生の利便に資する場合
- (6) その他施設管理者が特別の事情があると認めた場合

(使用許可の条件)

第3条 本学体育施設等の使用にあたっては、使用者の責任において使用するものとし、使用当日について本学職員は一切対応を行わないものとする。

2 使用中に第三者（人や物）に対し被害を与えた場合は、使用者の責任により対処するものとする。

(使用許可の申請)

第4条 体育施設等の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育施設使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を使用しようとする月の1月前の「1日」までに施設管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項において、1月前の「1日」が土曜日・日曜日又は祝日の場合は、直後の月曜日又は祝日の翌日までとする。また、1月1日の場合は、年始の始業日とする。

(使用許可決定の方法)

第5条 複数の者からの申請により、体育施設等の使用日が重複した場合には、抽選によ

り決定するものとする。

2 抽選は、申請書提出後、本学の職員および学生に利用状況を確認後、その利用がないことが確認された後に申請者に対し通知し、実施するものとする。

3 抽選はくじにより行うこととする。

(使用許可書の交付)

第6条 施設管理者は、第4条第1項の申請が適当であると認めたときは、特別な場合を除き、体育施設使用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 施設管理者は、施設等の使用を許可するに当たり必要な条件を付した場合は、この条件を許可書に記載するものとする。

(光熱費の負担)

第7条 使用者は、体育施設等の使用に係る電気の使用料を別表2に定めるとおり負担しなければならない。

(光熱費の減免)

第8条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、光熱費の全額または一部を減免することができる。

- (1) その使用目的が、法人の業務遂行上必要である場合
- (2) その使用目的が、教育研究上の効果が高いと判断される場合
- (3) 法人の設立（出資）団体が使用する場合
- (4) その他理事長が特別の事情があると認めた場合

(許可の取消)

第9条 施設管理者は、使用者が次の各号に該当するときは、速やかに必要な是正措置を命じ、または使用許可を取り消すものとする。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき
- (2) 申請書の記載事項が事実と反するとき
- (3) 当該使用により施設等の本来の目的または用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき
- (4) 公益を害し、または秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき
- (5) 法人において、当該施設等を使用する必要が急遽生じたとき

(原状回復等)

第10条 使用者は、使用が終了したときは、速やかに原状回復のうえ、当該施設等を法人に返還しなければならない。

(弁償責任)

第11条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、または亡失したときは、施設管理者の指示に従い、直ちに復旧するか、またはその費用を弁償しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年5月1日から施行する。

2 当分の間、グラウンド（野球場）の使用時間に関する別表1の適用については、グラウンド（野球場）の項中

「土、日、祝日

9：00～17：00」とあるのは、

「平日 9：00～19：00

土、日、祝日 9：00～17：00」とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月21日から施行する。

別表 1

使用施設名	使用時間
グラウンド（野球場）	土、日、祝日 9：00～17：00 （ただし、年末年始の休業日を除く）
グラウンド（サッカー場）	
体育館側テニスコート	
福利厚生棟東側テニスコート	
体育館	

別表 2

施設名	照明
体育館	500 円／時

年 月 日

体 育 施 設 使 用 許 可 申 請 書

施設管理者 殿

申請者 住所
氏名

公立大学法人宮崎公立大学体育施設使用に関する規程第 4 条第 1 項の規程により、
下記の行為について許可を受けたいので申請します。

記

- 1 使用の目的
- 2 場 所
- 3 期 間 年 月 日から 年 月 日
(時 分から 時 分)
- 4 人数又は数量
- 5 そ の 他

※注意 施設管理者が指示する見本、図画、その他必要な書類等を添付又は提示すること。

年 月 日

体 育 施 設 使 用 許 可 書

殿

施設管理者

年 月 日付で申請のあったことについては、公立大学法人宮崎公立大学
体育施設使用に関する規程第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 許可目的

2 許可場所

3 期 間 年 月 日から 年 月 日
(時 分から 時 分)

4 許可条件

- ① 使用時間については、厳守すること。
- ② 許可施設以外の施設には立ち入らないこと。
- ③ 物品を移動したときは、原状に復元すること。
- ④ 学内での事故、盗難については、大学側は一切責任を負わない。
- ⑤ 施設の使用にあたっては、使用者の責任において使用するものとし、使用当日
について本学職員は一切対応を行わない。
- ⑥ 使用中に第三者（人や物）に対し被害を与えた場合は、使用者の責任により対処
すること。
- ⑦ 使用する施設については、光熱費を実費として徴収する。
- ⑧ このほか詳細については、別途協議を要する。